

第2 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
- (3) 本基準に適合する場合は原則として政令別表第1の適用にあたって別の防火対象物として扱うものであること。

2 防火上有効な措置が講じられた壁等により別棟とみなすことができる渡り廊下等

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、省令第5条の3第2項第1号に規定する「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号に規定する「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下「渡り廊下等の壁等」という。）により区画された場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

3 渡り廊下等の壁等

渡り廊下等の壁等は次に掲げるものとする。

- (1) 省令第5条の3第2項第1号に掲げるもの
壁等の構造方法を定める件（令和6年国土交通省告示第227号）に示す壁等のタイプのうち、「火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分構成する壁等により区画する場合」に該当するもの
- (2) 省令第5条の3第2項第2号に掲げるもの
ア 渡り廊下を構成する壁等（床、壁その他の建築物の部分又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下4から6において同じ。）をいう。）

- イ 地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもののうち、当該通路により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。）の特定主要構造部が耐火構造であるものをいう。）を構成する壁等
- ウ 洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。）を構成する壁等
- エ アからウに掲げるもののほか、消防長又は消防署長が認める壁等

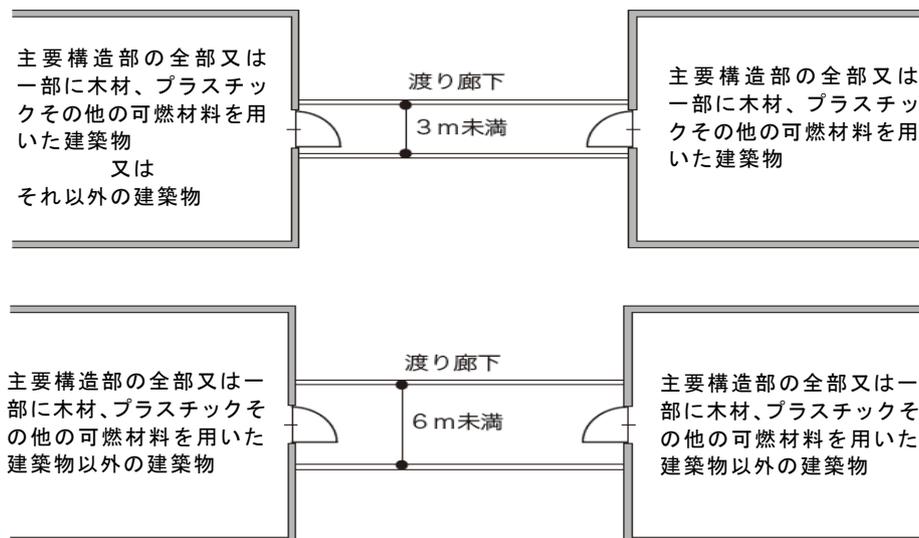
4 3・(2)・アに掲げる渡り廊下を構成する壁等に関する基準

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合。

なお、次の(1)から(3)までの規定が適用されるもの（(2)ただし書を適用したものを除く。）についても、直接外気に開放されている渡り廊下を除き、努めて次の(4)により指導すること。★

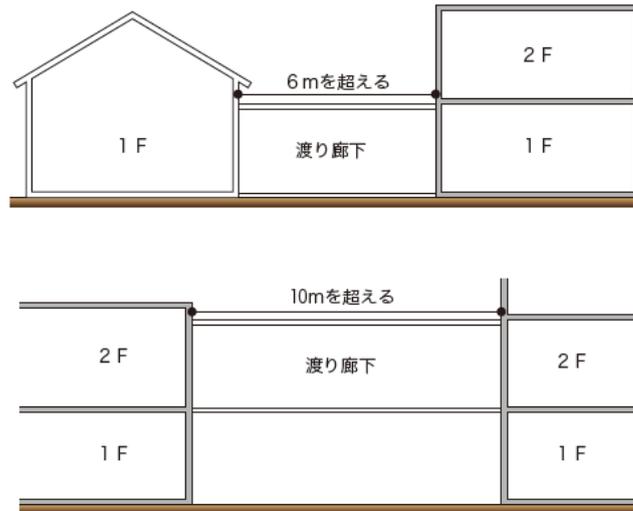
- (1) 渡り廊下の有効幅員は、当該渡り廊下が設けられている防火対象物の主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合にあつては3 m未満とし、その他の場合にあつては6 m未満とすること（第2－1図参照）。

第2－1図



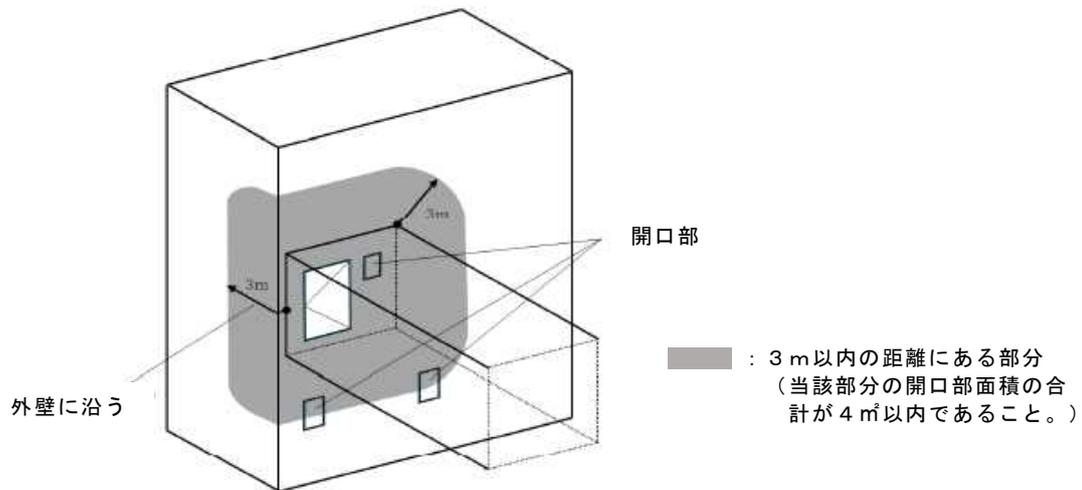
- (2) 渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離（別紙1参照）は、1階にあつては6 mを超えるものとし、2階以上の階にあつては10 mを超えるものとする（第2－2図参照）。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

第2-2図



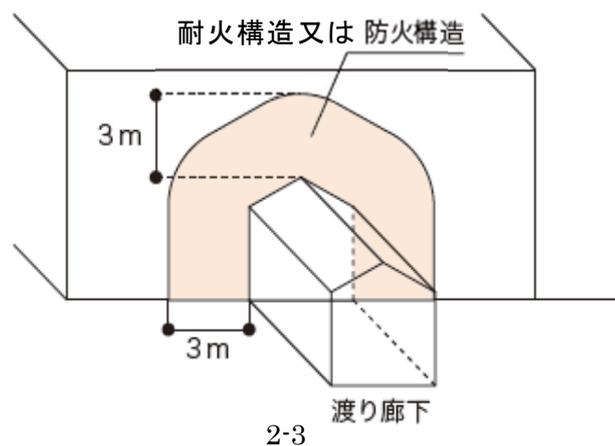
ア 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分(第2-3図参照)に限る。）が、次のいずれかに該当していること（第2-4図参照）。

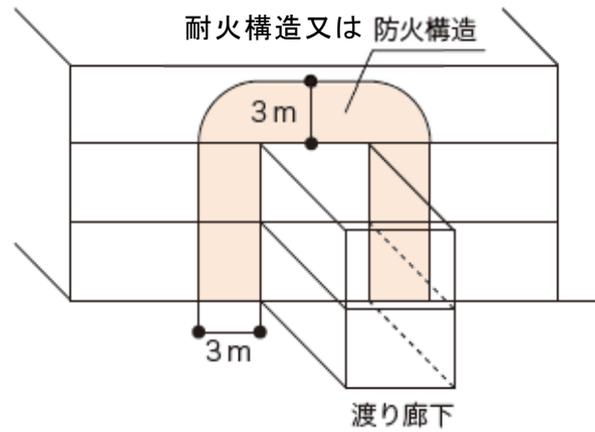
第2-3図



(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。

第2-4図





(イ) 耐火構造若しくは防火構造の扉その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結スプリンクラー設備は含まれない。また、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置することはできない。）又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

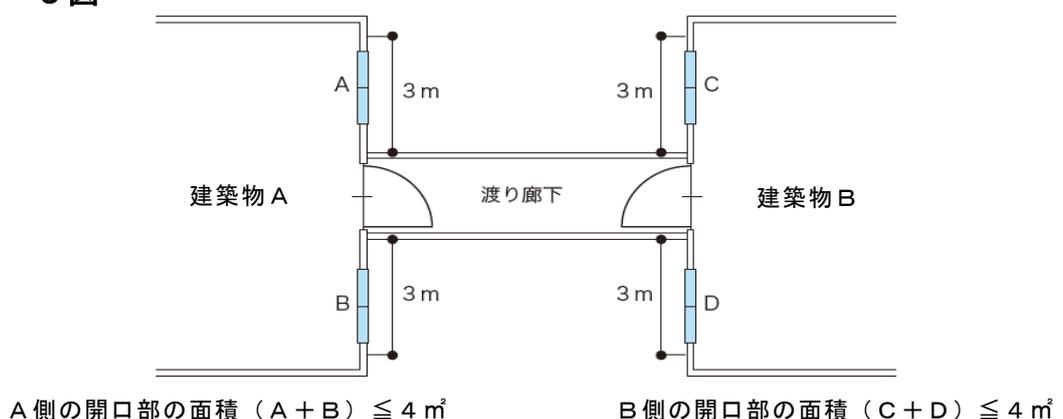
※ スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は政令第12条第2項の基準の例によること。

イ 渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分(第2-3図参照)に限る。)は、開口部（当該開口部の面積が4㎡以内、かつ、防火戸が設けられているものを除く。）を有していないこと。

(ア) 開口部に関するかっこ書の適用にあたって、防火対象物の部分相互間の距離が3m以上で渡り廊下が準不燃材料又は同等以上の不燃性能を有するもので造られたものにあつては、開口部面積を問わないことができるものであること。

(イ) 面積4㎡以内の開口部とは、第2-5図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。

第2-5図



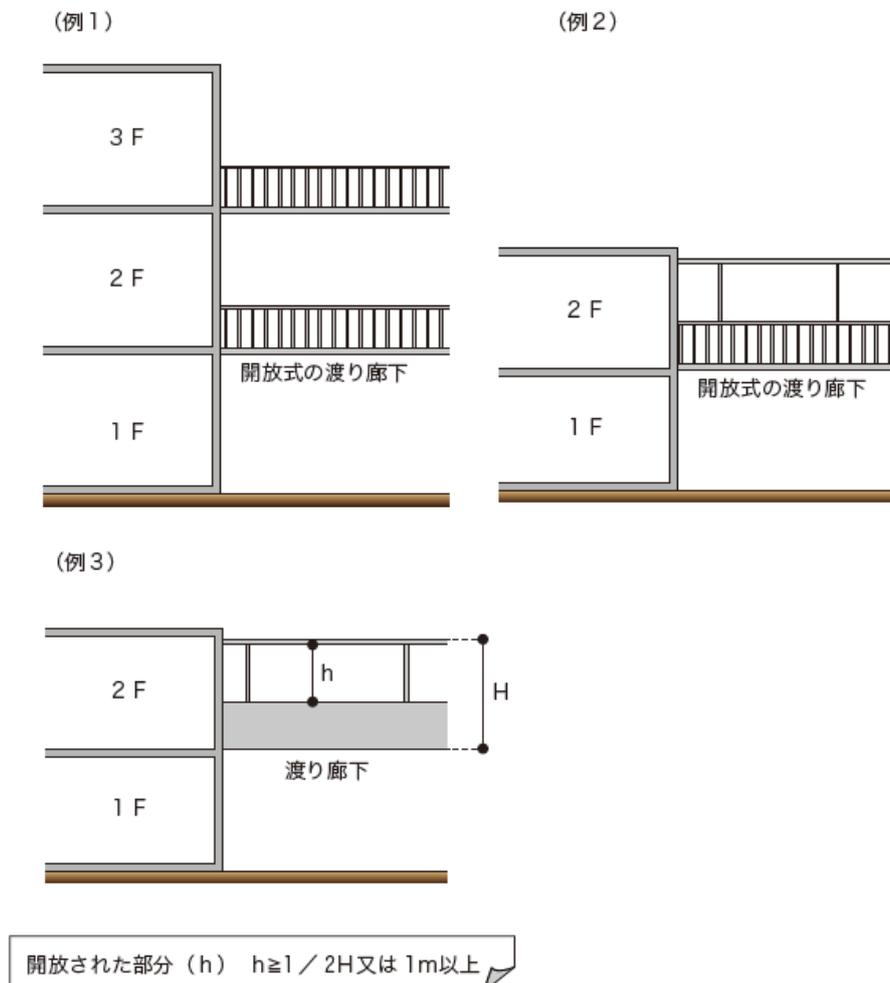
ウ 渡り廊下は、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 直接外気に開放されているもので、渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器、光電式スポット型感知器、光電式分離型感知器、煙複合式スポット型感知器、イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式分離型感知器若しくは熱煙複合式スポット型感知器（以下この項において「イオン化式スポット型感知器等」という。）の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

なお、直接外気に開放されている渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

a 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの（第2-6図参照）

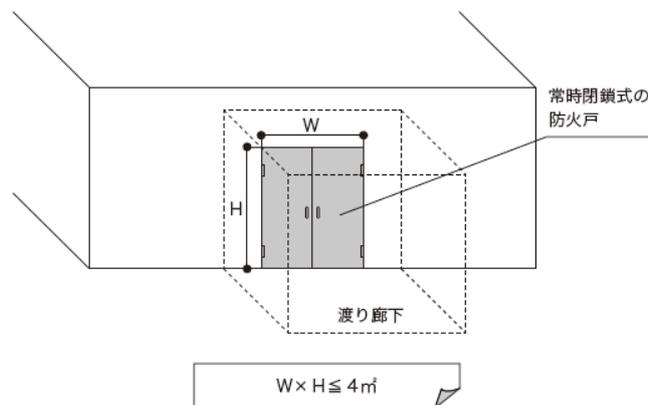
第2-6図



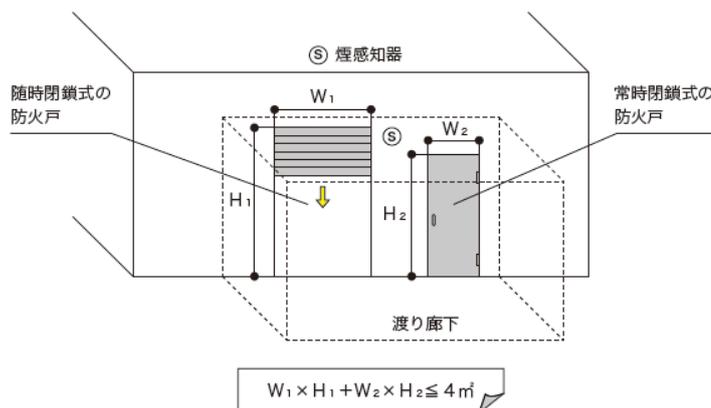
- b 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50 cm以上下方に突き出した垂れ壁を設けたもの
- c a及びbに掲げるものと同様以上の開放性を有するもの
- (イ) (ア)以外のものについては次に掲げる基準に適合するものであること。
- a 防火対象物の部分相互間の距離は1 m以上であること。
- b 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- c 渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積は、4 m²以下とすること。この場合において、当該出入口には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器等の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること（第2-7図参照）。
- ※ 防火戸がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建基政令第112条第19項第2号で定める防火戸を設けること。

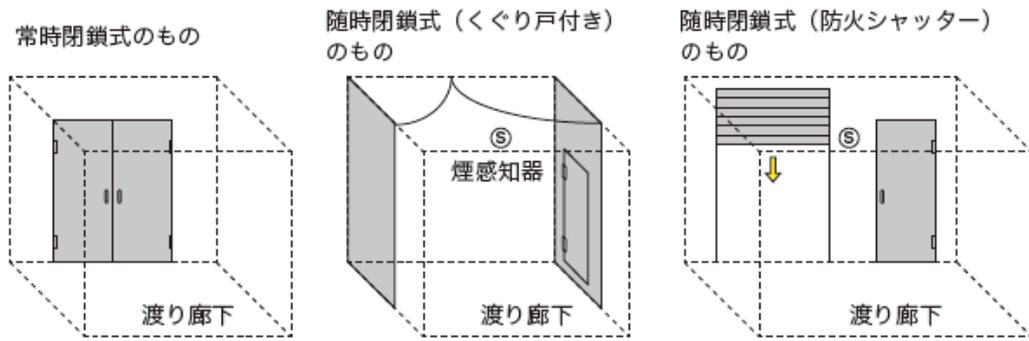
第2-7図

(常時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



(随時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)





d 直接外気に接する開口部又は機械排煙設備は、次に定めるところにより設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結スプリンクラー設備は含まれない。また、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置することはできない。）又はドレンチャージャー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(a) 排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又はイオン化式スポット型感知器等の作動と連動して開放するように設けられていること。

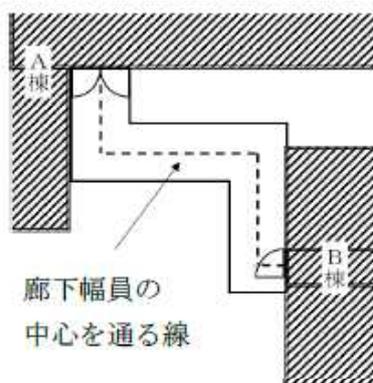
(b) 直接外気に接する開口部の面積の合計は、 1 m^2 以上とすること。この場合において、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1 m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さ（第2-8図参照）で高さ1 m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効なものとする。

なお、設置にあたっては、第2-9図を参照すること。

※1 渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は、廊下の幅員となるように指導すること。

※2 渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は、天井面から1.5 m以内とすること。

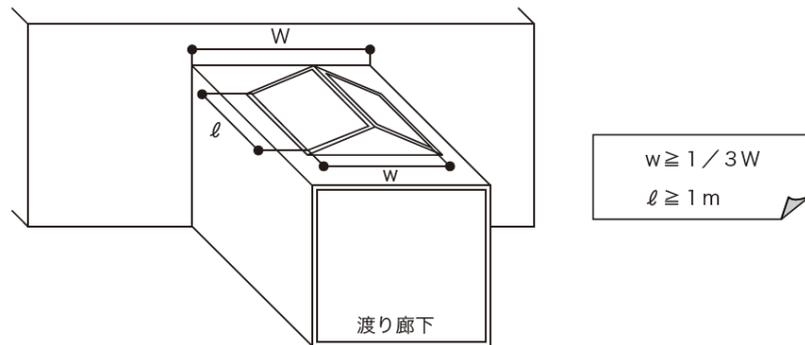
第2-8図



「渡り廊下の長さ」は、廊下幅員の中心を通る線で判定する。

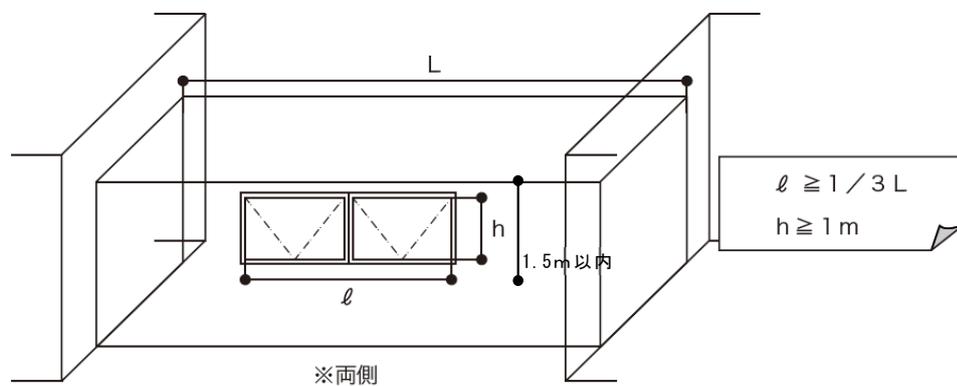
第2-9図

○屋根又は天井に設ける場合



廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さは1 m以上のもの

○外壁に設ける場合



その両側に廊下の3分の1以上の長さで高さ1 m以上のもの

(c) 機械排煙設備は、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては、非常電源が附置されていること。

※1 機械排煙設備は、次の減圧方式又は加圧方式とすること。

(1) 減圧方式は、排煙風量が1秒間に 6 cm^3 以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10 cm以上とすること。

(2) 加圧方式は、水柱圧力が2 mm以上の能力を有するものとする。

※2 排煙設備の非常電源は、第10非常電源の基準の例によること。

なお、この場合非常電源の種別は省令第12条第1項第4号かつこの書きの規定を適用しないことができるものであること。

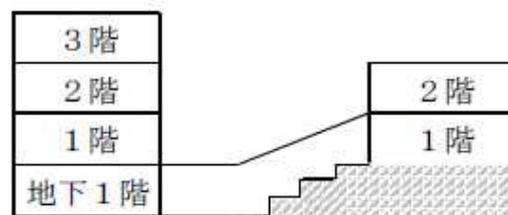
- (3) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。
- (4) (1)から(3)までの規定が適用されるものについても、直接外気に開放されている渡り廊下を除き、努めて次により指導すること。★
- ア 渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口には防火設備を設けること。
- イ 渡り廊下の構造は、準不燃材料又は同等以上の不燃性能を有するもので造られたものとする。

5 3・(2)・イに掲げる地下連絡路を構成する壁等に関する基準

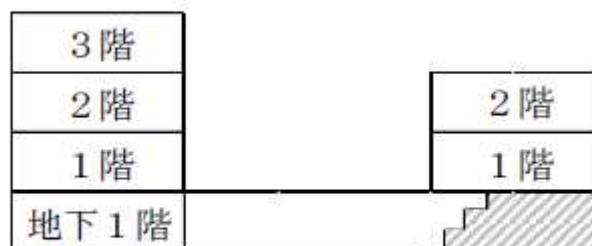
建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(ドライエリア形式のもの)を除く。以下同じ。)で接続されている場合(第2-10図参照)で、次の(1)及び(2)に適合している場合。

なお、天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。また、側壁部分が開放されているものは、4・(2)・ウ・(ア)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること(第2-11図参照)。

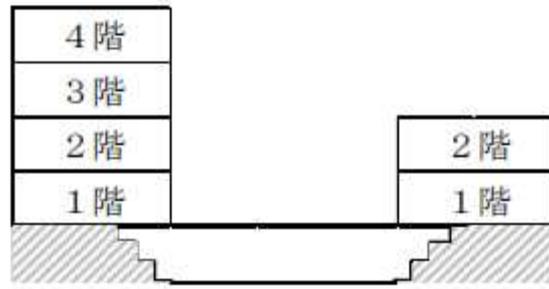
第2-10図



地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

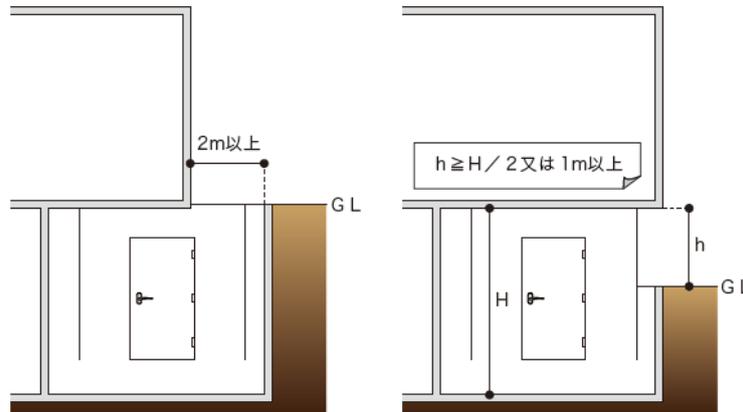


地下1階と1階部分を地下で接続する場合



1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

第2-11図



(1) 連絡路の長さが20m未満の場合は、次のアからカまでに適合するものであること。

ア 地下連絡路は、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持すること。

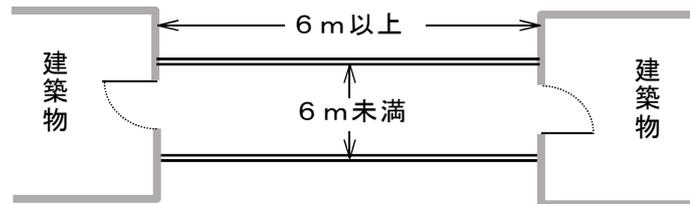
イ 地下連絡路は、耐火構造とし、その壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げを不燃材料とし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。

ウ 地下連絡路の長さ（地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は、6m以上とし、その幅員は6m未満とすること（第2-12図参照）。ただし、地下連絡路が接続されている部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結スプリンクラー設備は含まれない。また、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置することはできない。）又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない（第2-13図参照）。

- (ア) 第2-14図において建築物A、B相互間の地下通路の長さはLによること。
- (イ) スプリンクラー設備等を設けた場合であっても連絡路の長さはできるだけ2m以上とすること。

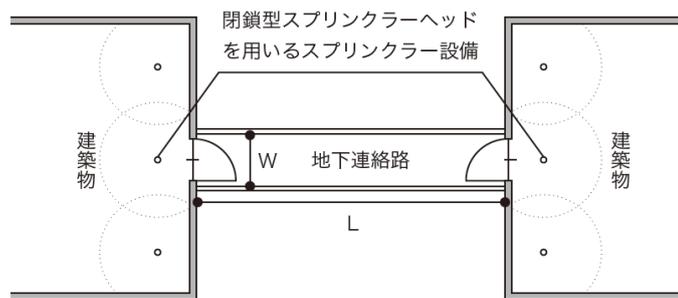
第2-12図

○地下連絡路の長さ



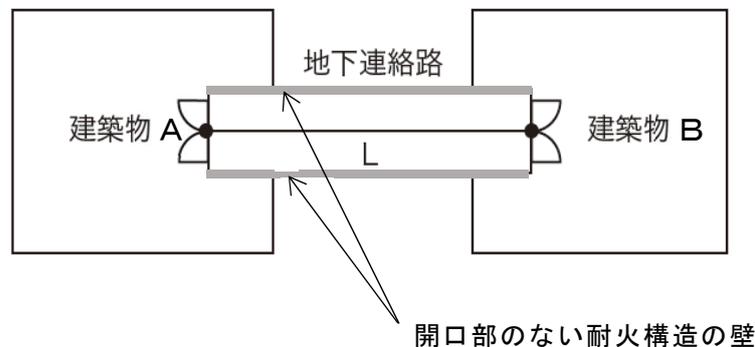
第2-13図

○スプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設けた場合



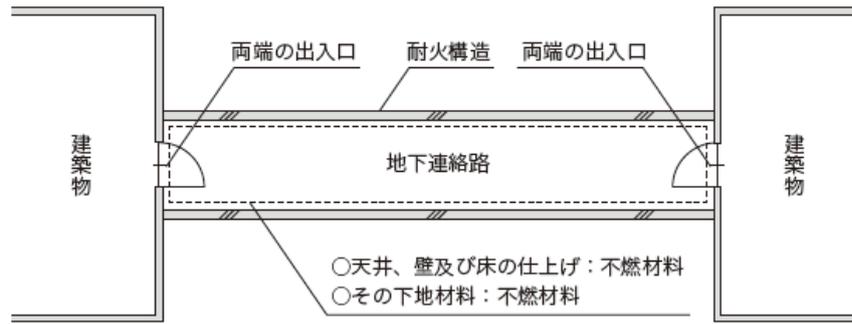
L : 6m以下でも可 (できるだけ2m以上とすること)
 W : 6m以上でも可

第2-14図



エ 地下連絡路は、前ウの出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること (第2-15図参照)。

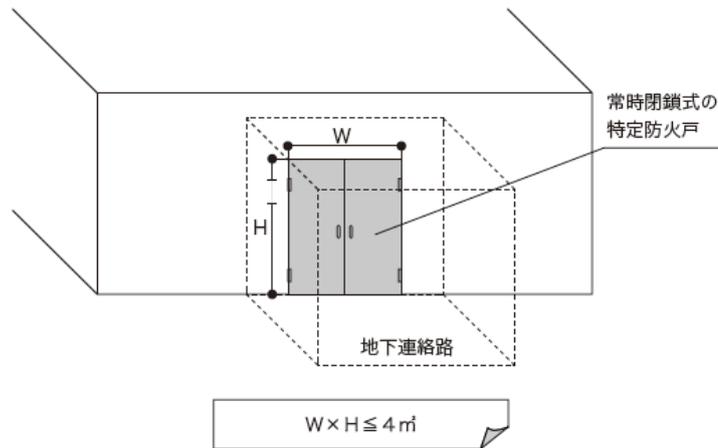
第2-15図



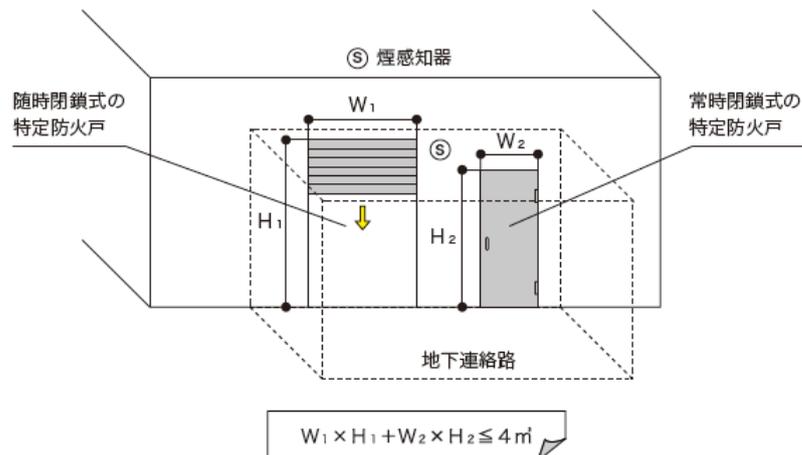
オウの出入口の面積は、 4 m^2 以下とすること。この場合において、当該出入口には防火戸（特定防火設備に限る。なお、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器等の作動と連動して閉鎖する構造のものとする。）が設けられていること（第2-16図参照）。

第2-16図

(常時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例)



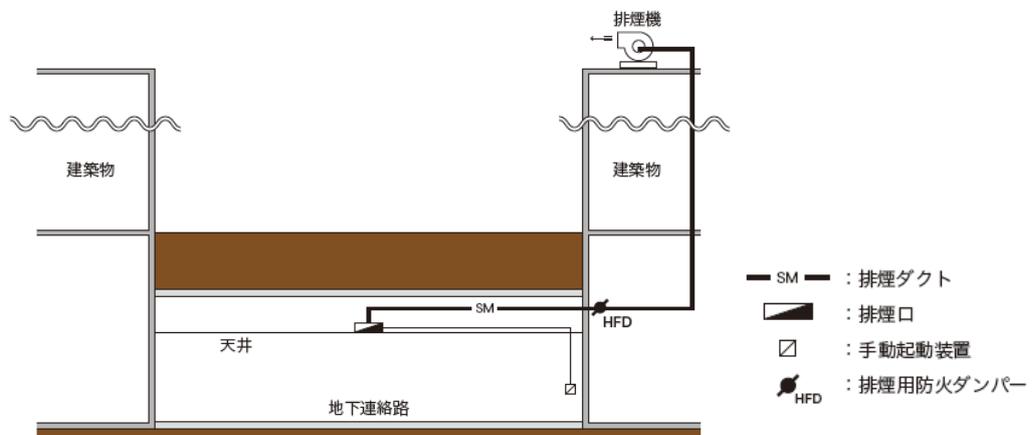
(随時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例)



カ 地下連絡路には、4・(2)・ウ・(イ)・d・(a)及び(c)により排煙設備が設けられていること（第2-17図参照）。ただし、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、4・(2)・ウ・(イ)・d・(b)とすることができる。

なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結スプリンクラー設備は含まれない。また、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置することはできない。）が設けられている場合は、この限りでない。

第2-17図



(2) 連絡路の長さが20m以上の場合は、(1)・ア、イ及びエ並びに次のア及びイに適合するものであること。

ア 地下連絡路の幅員は6m未満であること。

イ 接続部の出入口には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器等の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

6 3・(2)・ウに掲げる洞道を構成する壁等に関する基準

建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合

(1) 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする（第2-18図参照）。

7 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準

規則第5条の3第2項第2号に規定する「消防庁長官が定める基準」は、消防長又は消防署長が、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして、規則第5条の3第2項第1号又は4から6までに定める基準による場合と同等以上の安全性を確保することができるものと認めるものとする。（令和7年4月1日現在未制定。）

8 渡り廊下等の壁等により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定

渡り廊下等の壁等により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。

9 2から7によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合

(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね20㎡以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合にあつては、この限りでない。

イ アの開口部には、防火戸（特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ウ イの防火戸が防火シャッターである場合は、直近に建基政令第112条第19項第2号に定める防火戸が設けられていること。ただし、当該シャッターが2段降下方式等避難上支障がない場合を除く。

10 既存防火対象物の取扱い

既存防火対象物が相互に地下連絡路（公共用のものを除く。）又は渡り廊下（以下「連絡路等」という。）で接続されている場合（昭和50年3月31日現に接続されているものをいう。）で、延焼防止上有効な状態にあるものは、次のいずれかにより取り扱うことができるものであること。

- (1) 昭和50年3月31日までににおいて連絡路等の位置、構造、設備その他の条件を付して別の防火対象物として取り扱ったもので、当該条件を維持しているものは、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。
- (2) 連絡路等の構造が5・(1)の各号（オ号のうち「出入口の面積は、4㎡以下とすること。」を除く。）に適合する場合は、同オ号中「4㎡」とあるのを「8㎡」に読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。
- (3) 連絡路等の構造が5・(1)の各号（オ号のうち「出入口の面積は、4㎡以下とすること。」及びカを除く。）に適合し、かつ、連絡路等の長さが10m以上である場合は、オ号中「4㎡」とあるのを「8㎡」と読み替えてそれぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

11 その他

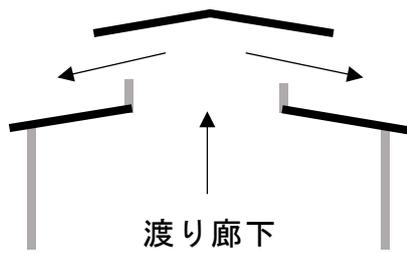
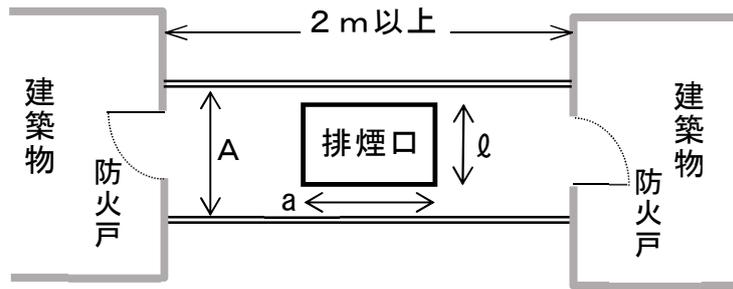
- (1) 防火対象物の接続がその特殊性から2から7に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。
- (2) (1)に掲げる火災の延焼拡大の要素が少ないものとして、接続部分の煙、火炎、熱等の影響を検証する性能規定的な手法による場合は、主管課（予防課）と協議すること。
- (3) 本基準が施行される前の防火対象物の取扱基準は、別記のとおりである。

別記

消防用設備等の設置単位について

消防用設備等の設置単位について

- 1 消防用設備等の設置単位は、防火対象物中建築物については、特段の規定（例：政令第8条、第9条、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではない。
 - 2 建物と建物が渡り廊下等の接続部分（以下「渡り廊下等」という。）により接続されている場合は、原則として別棟であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、1棟として計算すること。
 - (1) 渡り廊下等の用途
通行、運搬以外の用に供しているもの
 - (2) 渡り廊下等の幅員
接続される一方又は双方の建物が木造である場合は3m以上、その他の場合は6m以上であるもの
 - (3) 接続される建物相互間の距離
接続される建物について、当該建物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が、1階にあっては3m以下、2階以上の階にあっては5m以下であるもの。
なお、(1)及び(2)には該当しないが、(3)に該当する場合でも、渡り廊下等を吹き抜け等、いわゆる開放式とし、かつ、接続される建物の相互間の外壁が耐火構造であるとき、その他延焼防止のため有効な措置を講じたときは、別棟として取り扱っても差し支えない。
- ※ (3)の「その他延焼防止のための有効な措置を講じたとき」とは、原則として次の各号に該当する場合として運用すること。
- ア 建物相互間の距離が2m以上であること。
 - イ 相互の建物の外壁が、防火構造と同等以上の防火性能を有すること。
 - ウ 当該渡り廊下は不燃材料で造られ、又は覆われており、かつ、内装は難燃材料で施工されていること。
 - エ 当該渡り廊下相互に随時開けることのできる自動閉鎖装置付の防火設備が設置してあること。
 - オ 当該渡り廊下は開放式となっているか、又は上部に次の構造の排煙口が設けてあること。



排煙口の構造

○ 大きさ

長さ $ℓ \geq 1 \text{ m}$

幅 $a \geq \frac{2}{3} \times A$

○ 構造

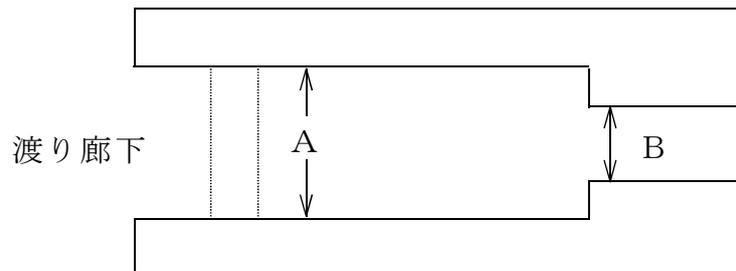
越屋根等常時開放していること。

別紙1

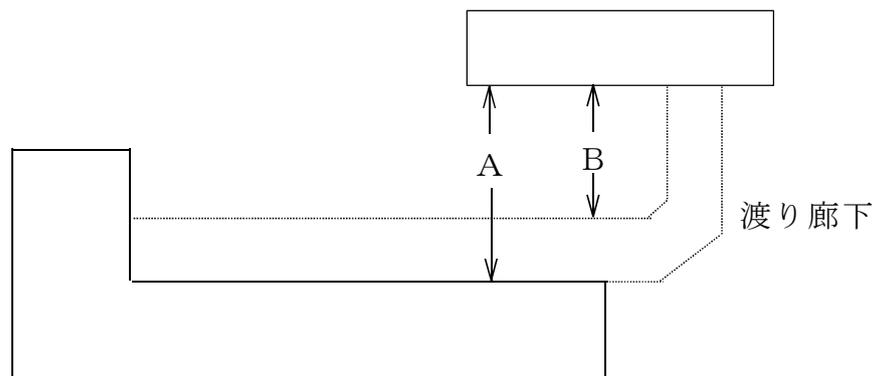
渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離

1 下図の場合、いずれもA部分を防火対象物の部分相互間の距離として取り扱うこと。

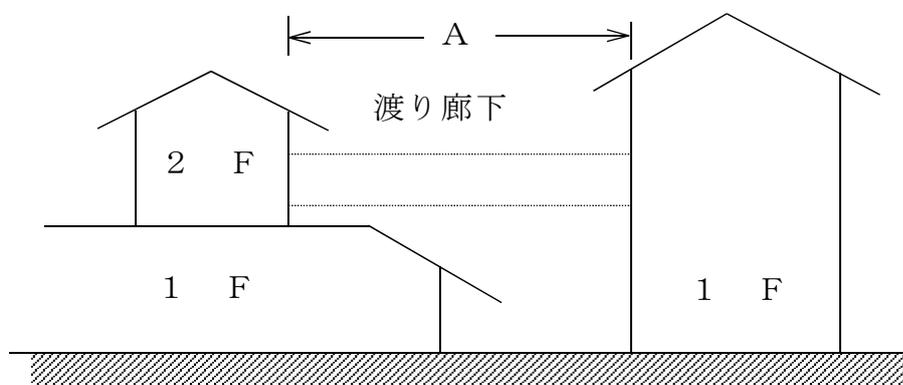
例 1



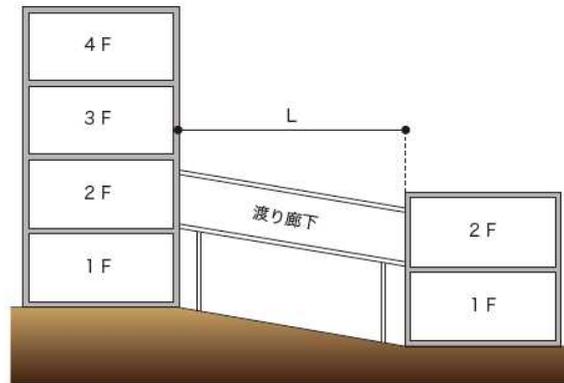
例 2



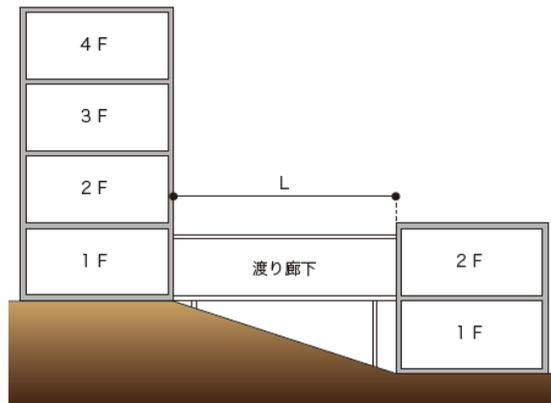
例 3



2 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離によること。



3 防火対象物の部分相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。



2階以上で接続される建築物相互間の距離として取り扱うこと。(10mを超える距離)